

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第4区分

【発行日】令和1年12月12日(2019.12.12)

【公開番号】特開2019-26923(P2019-26923A)

【公開日】平成31年2月21日(2019.2.21)

【年通号数】公開・登録公報2019-007

【出願番号】特願2017-151239(P2017-151239)

【国際特許分類】

C 2 3 C	26/00	(2006.01)
F 1 6 C	33/12	(2006.01)
B 3 2 B	15/00	(2006.01)
C 2 5 D	3/56	(2006.01)
C 2 5 D	3/54	(2006.01)
C 2 2 C	12/00	(2006.01)
C 2 2 C	38/00	(2006.01)
C 2 5 D	7/10	(2006.01)
C 2 2 C	38/04	(2006.01)

【F I】

C 2 3 C	26/00	B
F 1 6 C	33/12	A
B 3 2 B	15/00	
C 2 5 D	3/56	A
C 2 5 D	3/54	
C 2 2 C	12/00	
C 2 2 C	38/00	3 0 1 Z
C 2 5 D	7/10	
C 2 2 C	38/04	

【手続補正書】

【提出日】令和1年10月31日(2019.10.31)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

基層上に被覆層が積層された摺動部材であって、
前記被覆層は、

第1金属元素としてのBiと、

前記第1金属元素よりも硬質であり、かつ、当該第1金属元素と金属間化合物を形成する第2金属元素としてのNiと、

0.010質量%以上、かつ、0.080質量%以下のCと、

不可避不純物と、

からなることを特徴とする摺動部材。

【請求項2】

基層上に被覆層が積層されたすべり軸受であって、

前記被覆層は、

第1金属元素としてのBiと、

前記第1金属元素よりも硬質であり、かつ、当該第1金属元素と金属間化合物を形成する第2金属元素としてのNiと、

0.010質量%以上、かつ、0.080質量%以下のCと、

不可避不純物と、

からなることを特徴とするすべり軸受。